

第335回（第22期第8回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和5年6月12日（月） 14：10～16：40

於：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合 JF しまね西郷支所 3F 会議室

1 出席委員（敬称略）

牧野 一（1番）	大西 寿春（2番）	吉田 篤司（3番）
前田 芳樹（4番）	池田 速人（5番）	升谷 健（6番）
小谷 茂雄（7番）	林 千枝子（8番）	亀谷 潔（9番）
平木 操（10番）		

2 欠席委員（敬称略）

なし

3 議題

- (1) 第8次島根県栽培漁業基本計画の策定について（諮問）
- (2) 令和5管理年度さば類の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- (3) 知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - ① 令和4管理年度 さば類
 - ② 令和5管理年度 まあじ
 - ③ 令和5管理年度 くろまぐろ
- (4) 隠岐海区漁場計画の訂正について（報告）
- (5) 漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準の制定について（報告）
- (6) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）
 - ①九州・山口北西海域のトラフグの資源管理に係る指示
 - ②太平洋クロマグロの遊漁にかかる指示
- (7) 島根県連合海区漁業調整委員会欠員補充委員の互選について（協議）
- (8) 全国海区漁業調整委員会連合会 会長表彰について（報告）
- (9) その他

4 挨拶

事務局長（栗田） 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）
会長（議長 亀谷委員） 挨拶（省略）
水産部長（仲村） 挨拶（省略）

5 議事

議長（9番：亀谷委員）による議事録署名者の指名
議事録署名者：8番 林委員、10番 平木委員

(1) 第8次島根県栽培漁業基本計画の策定について (諮問)

議長 (9番: 亀谷委員)

議事1は諮問です。第8次島根県栽培漁業基本計画の策定について事務局より説明をお願いします。

沿岸漁業振興課 (堀)

～資料1により栽培漁業基本計画の内容について説明～

- 第8次島根県栽培漁業基本計画の方向性について説明
- マダイ・ヒラメについては、中間育成を行わず直接放流へ転換
- 3種キジハタ、クエ、マナマコを追加 それぞれの計画について説明

議長 (9番: 亀谷委員)

諮問のあった内容について何かご意見、ご質問ありますか。

2番: 大西委員

放流事業につきましては、個人的に大賛成ですけど、今、隠岐の島町は漁業集落でも計画がしてありますが、現在まで聞いた話だと、ナマコは手に入らないという話を聞いていますが、そこら辺は、ナマコに限らずキジハタとかももう、ほぼ県外から取り寄せるということで、数がどうも足りないような話になってはいますが、その辺はどういう風になっていますか。

沿岸漁業振興課 (堀)

そうですね、県外の種苗生産施設のほうでも、よくできる年とそうでない年があったりして、要望の数が多くなかなか島根県に配付する数が十分ではないという実態があるのかもしれませんが、できるだけ水産振興協会を通じて、要望された数が維持できるように努力してまいりたいと思います。

ナマコについては、まだ県内では技術開発中ですので、それが皆さんの要望に応えられるように量産体制を整えるように取り組んでまいりたいと思います。

2番: 大西委員

関連して質問なんですけど、もし、その数がぎりぎりだっということになれば、同じ魚種、隠岐の島町漁業集落でも放流しようという事業が、計画があるみたいなんですけど、もし、数が足らなかつたら取り合いになるわけで。その辺調整してもらいたいんですけどね、できれば。

沿岸漁業振興課 (堀)

そうですね、ちょっと今、この場で調整できるかということとは言えないんですけども。

2番: 大西委員

去年よりは、漁業集落のほうの関係の役もしていますが、魚種全体が少ないっていう、放流する数が減っているような話を今、ちょうど水産振興室からは聞いています、手に入りづらいという話を。

沿岸漁業振興課 (堀)

それはキジハタとかですか。

2番: 大西委員

特にナマコですね。

沿岸漁業振興課 (堀)

ナマコですか。

2番: 大西委員

去年は、もうこの西郷中央っていうところがあるのですが、長崎にも直で取りに行ったみたいで、それよりも島根全域で確保できるのだなど。一緒にまとめて送ったら安上がりになるんじゃないかみたいな話もしますけどね。その辺がまだはっきりしない、やってみないと分からないわけですよ。

沿岸漁業振興課 (堀)

そうですね。

5番: 池田委員

いいですか。

議長 (9番: 亀谷委員)

池田委員。

5番：池田委員

今栽培センターで、種苗生産できるものちゅうのはマダイとヒラメですかね。

沿岸漁業振興課（堀）

マダイ、ヒラメです。はい、放流用のですね。

5番：池田委員

ということですね。それで、やはり今のナマコの件については去年もすごく聞いているんですよ。ところが、ナマコの場合には移送の問題があって、非常に24時間限定される。そうすると、こちらが頼んでも長崎からですよ、佐世保からなのですよね。そうすると、もうぎりぎり、それこそ立て船して行かにゃいけんような状態なのですよ。ぜひとも、やっぱりこれ栽培センターでやると、もう即船出るから、船で現場に持って行って放流できるわけなので、非常に、その部分については急いでやられたら、結構、需要がある。

それから、いろんなやつも、漁業者さん漁業集落のほうでも行っているのですが、特にキジハタなんかは、もう6年、10年ぐらいになりますね。

2番：大西委員

なるね、やっていますよ。

5番：池田委員

結構、生産性が上がっているとしたら、それは尾数ったら、最たるものですけどね。今までこういうことなかったんですけども、アオリ釣りに行ったら、もうエギに、11月頃は食らいつきます、大きなやつです、60センチぐらいの。

それから、今年度の春からちょっと刺し網を月に1・2回ずつ張っても、大きいやつは3つ4つかかるんですよ、それこそ、結構な大きさですわ。何かなと思ったら、以前そういうことなかったんで、やっぱり放流効果が出てるんじゃないかなと、確かにあると思うんで。やはりいいことですので、そういったものを継続的に資源提供していけたらと。それはまた再生産につながるわけですから、非常にいいことじゃないかなと思っています。

ナマコについてはそういうことがあって、去年も、ここのところの、じゃあそれができるかねちゅうて、こういったところで、いやあ、それ持ってくるのに大変だなという、時間的な制約があります。ということで、ぜひとも、早くそれを解決していただきたい。

沿岸漁業振興課（堀）

時間的な制約があるのは、特にナマコのほうですかね。

5番：池田委員

ナマコですね。

沿岸漁業振興課（堀）

はい。

5番：池田委員

あとのものは、エアレーションしてね、冷やして持ってきますから、そんなに死んだということは聞いてません。カサゴについてもそうですし。そうですね、はい。

議長（9番：亀谷委員）

それは一斉に取るようにハッパをかけて。

沿岸漁業振興課（堀）

できるだけ早く技術開発できるように頑張ります。

議長（9番：亀谷委員）

ほかにございませんか。

10番：平木委員

ちょっといいですか。

議長（9番：亀谷委員）

はい。

10 番：平木委員

初めてで、ちょっと勉強不足で申し訳ないですけども、去年福岡では、タイの資源管理で約3割も減らされて、一本釣りの皆さんが大変大騒ぎになっておられて、どうか。この種苗のところ、一方ではこれで増やしていく政策取りながら、ここのとこ県のほうの事業として、種苗でやるのだったら増やすのは増やしても、獲るなっていう制限も今後どうなるかなという、このマダイも含めて今後、その8割方の80%の魚種が管理の対象となる中で、魚はこうやって増やしていくけども、管理のほうで制限がかかりますよっていう懸念はないのかなっていうのが一つ。

それから、幾ら放流しても、釣っちゃあいけませんよということになったら、本末転倒、意味がなくなってしまうので、ここのとこは、放流する一方では管理のほうもしっかり予測しながら、なるべく漁業者に釣れるような放流の仕方ならいいけども、種苗は、魚は増やすけれども、釣れないという一方の制限がかかるといけないので、そこのとこは我々も素人なので、注意しながら県のほうでやっぱり、そういうのを見ながら進めていってもらえばいいと思います。

沿岸漁業振興課（堀）

ありがとうございます。

マダイも全長が15センチ以下のものは獲らないよということ、資源管理をしながら放流もして増やしていこうっていうふうに取り組んでおりますので、ここでは獲っちゃあいけないよというようなことはしておりません。

2 番：大西委員

マダイなんかは結構、流したまんまでやっているから、15センチ以内のものを釣っちゃあいけませんよっていう判断をしても、今まで放流したもので既に大きくなっているものは結局、漁業者は釣り上げるかと。そうすると、せっかくそういう事業で管理をしながらだけでも、結局それ以前の根についたタイなんかはもう、獲れなくなる可能性も今後出てくる、管理の方法を持ってきたと。だからそこのとこ注意して放流事業と併せ持ってやっていかないと、ちょっと漁業者のほうに、この放流事業が、メリットになってくるのか、ある意味規制がかけられて負担になってくるものだというのが心配されると思うので、今、全部その管理の進め方が、そういう我々今一番苦しんでいるさなかなので、放流事業の進め方にしても管理の、国との資源管理とのやり取りの中でしっかりと検討しながら進めていかないと、一方では増えたけどもここで獲っちゃあいけませんよっていう可能性が出てくると思うのです。そこのとこは注意しておいてもらいたいなというふうに。

沿岸漁業振興課（堀）

はい。

議長（9 番：亀谷委員）

御意見として。

沿岸漁業振興課（堀）

はい。

議長（9 番：亀谷委員）

ほかにございませんか。

7 番：小谷委員

資料1-2の2、マダイ・ヒラメの放流尾数とサイズということで、島根県の8次計画で、まず放流の数が5万尾ずつ少なくなっている、サイズが約半分のサイズに。これがその育成の効率化を図るためということで、サイズを小さくして配分をしているということだと思っております。ただ、サイズを小さくすると間引かれる可能性っていうものが上がる中で、なぜこの5万尾減になったのかということと、それから、資料1-3の、第3のとこ水産動物の種類ごとの種苗の放流数量等の目標ということで書かれています。この中でもキジハタとクエの数量が入っていませんが、そこはまだ数量的に検討中なのか教えていただきたいなと思います。

沿岸漁業振興課（堀）

最初の、マダイ・ヒラメのサイズを小さくして、放流数も5万尾減ってないのかということですが、育成の効率化ということで、この50ミリサイズまで最短でも栽培漁業センターで育成することにいたしました。そうしますと、今の栽培漁業センターの水槽の中で、このサイズまで飼える尾数っていうのが足りなくなってしまうと、それも加味しながらのこの尾数になっております。

以前は、もう少し30ミリとか小さいサイズで中間育成のほう、各地に生けすだったり水槽だったりに渡っていたので、栽培センターでは30ミリサイズまで育成すればよかったのですが、今回は栽培漁業センターで最終的な放流サイズまで育てるため、そのキャパシティーというところ、県としてこの尾数にさせてもらっているところがございますので。また新たにナマコだったり、ほかの魚種だったり、計画の中で入れるということも加味しながら、バランスを見ることで計画させていただいたところです。

あと、キジハタとクエの放流の尾数が計画にないということですが、まだ今回からこの計画によっての魚種ということもありまして、放流尾数は特に定めずに、計画に魚種として載せているところです。将来的にこれぐらいの尾数が妥当だとか、あるいは栽培漁業センターで生産ができるようになった場合には、また尾数なんかも計画に入れていきたいと思っております。

議長（9番：亀谷委員）

ほかにございませんか。

4番：前田委員

一番下の表の栽培漁業センターの施設整備を検討、この8次計画期間中に検討しますとなっておりますけれども、多分、県の施設整備を考えておられるのかなど。概要でも分かれば教えていただければと思います。

沿岸漁業振興課（堀）

まだ検討中で、これからやっていきたいことがありますけれども、御希望どおりの尾数が生産できるような水槽であったり、あるいは水の量とか、検討しているところであります。

4番：前田委員

はい、分かりました。

6番：升谷委員

ちょっといいですか。

議長（9番：亀谷委員）

升谷委員。

6番：升谷委員

今の施設整備ですけどね、5か年計画の中で、どの時点で整備をしようと思っておられますか。またこの整備自体は割と簡単にできるものかなど、そこら辺をちょっと、状況を。例えば、他の県の状況とか教えていただきたい。

沿岸漁業振興課（堀）

来年度設計で、R7、R8年度ぐらいに整備というふうに、今のスケジュールではなっているところです。かなり施設も老朽化しておりますので、直せるところを含めて直せばというふうに考えますけれども、まだちょっと、細かいところまでは。

6番：升谷委員

なるべく早く整備していただいて。

議長（9番：亀谷委員）

ほかにございませんか。

ないようですので、いろいろと質問なり御意見があったところですが、これで質疑を終了したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」）

議長（9番：亀谷委員）

他にございませんか。

本件については質疑や意見があったところですが、異議がないということで答申することにしたいと思います。よろしいですね。

全委員

はい。

(2) 令和5管理年度さば類の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

議題2 令和5管理年度さば類の知事管理漁獲可能量の設定についての議題といたします。諮問案件でございます。事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（渡邊）

～資料2により以下の内容について説明～

- 国から令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を、島根県の配分を18,700トンであること
- 漁獲実績割合により中型まき網漁業 18,000トン、その他の漁業を現行水準とすること
- 水産庁で知事管理漁獲可能量の島根県の配分が18,700トンとなった流れについて
- 国の留保からの追加配分があった場合の運用について

議長（9番：亀谷委員）

説明のあった諮問内容について委員の皆様ご意見はありますでしょうか。

議長（9番：亀谷委員）

平木委員。

10番：平木委員

渡邊さんにはいつもお世話になっている、毎度同じお話しさせていただくんですけども、今、この比率に対しては96.3%、これ我々がどうのこうのとなかなかお願いできる話でもないの、この辺は皆さんの意見をいただきたいと思うんですけども。ただ全体的には、今中型まき網というものを一番に、いつもの話ですけども、この資源管理、TACについて、もうあしたの操業がどうかっていうとこまでサバ、イワシに限らず、追いつめられとるというその同業者の中からも、この当初配分通り越してしまっただけ追加配分を受けても、まだまだ魚はいるけども、窮屈な思いしてしか獲らせてもらえないと。

そういう中で、やっぱり県としても国のほうに働きかけてほしいっていうのは、令和7年がシナリオの見直しになる年度なんで、もう既に令和6年度からいろいろと準備を進めていかないと、いろんな変更に関わなくなる予測が出てくるので。そうすると、令和6年度というともう令和5年度のうちからいろんな下準備を進めていかないとと思うんで、今の水準で上振れしたときに、もう間に合わないというような今現状、何を言っても数年管理でも、来年からでもしてもらえるだとか、そう言えば前借り制度も不都合が、次年度の分からも差し引かれてしまうようなやり方で、これも今までも、水産庁のほうにも何度も申し上げてはいるんですけども、なかなか通してもらえないっていうことがあるので、島根県だけじゃなくて各県ともこういう調整の場で、やっぱり声を上げて訴えるような仕掛け、今対馬暖流系でいうと、関係者合意の件で富山、石川、島根、山陰まき網という、この関係者合意での融通は、多少は効くとはいうものの、まだその本当の上振れをしたときに、それを解消できるぐらいの量を融通してもらえるかっていうと、そこもまだ不足しがちなんで、この漁獲比率のパーセントについてはありがたい話ですけども、それ以前に、当初配分の要因っていうのを県としてもうちちょっと、強く国のほうにももの申していただきたいというのがお願いです。

ちょっとこの漁獲比率に対しては、実績で出された数字だと96.3%っていうのは、実績で上げた数字だという、その辺は我々がどうのこうの言えるあれじゃないので、今後もこういう配分で、上振れしたときでもまた余裕を持っているような、あるいはまた、沿岸の皆さんにも迷惑をかけないような数字で検討していただきたいと思います。

県庁水産課（渡邊）

はい、ありがとうございます。今ある制度の中での、今回の諮問については、内容については御理解いただいたということで受け止めました。で、それを越えたといいますか、今の運用をさらに、より柔軟なというか、というような形で国のほうも、今、漁業者の皆さん非常に苦しいと感じていただいているので、そのことをよく分かっていますので、国に対して既にいろいろ、もっと国全体の漁獲が、柔軟な運用ができるように漁業者

に過度な漁獲抑制をかけないような形での漁獲管理の在り方っていうのを、国に対してもっとより強く求めていく。今のところ、今も議論させていただいているんですけども、より強く求めていくようにしたいと思います。

10 番：平木委員

やっぱり、特に今年あたり隣国中国辺りなんかでも、過去に例を見ない漁獲実績というのは、すごく獲れているんです。中国、韓国で獲れておりながら日本からは近隣諸国に遠慮して、管理で制限してしまう。上振れがあったときに、やっぱりその分緩みがなくて、規則だからということでぎっちり縛られてしまうと、10年これ魚残して、今の漁業者を獲らせないで残しているというのはいかかなものかなという、これは前でも話して皆さん承知の上の話だとは思いますが、そこんところはやっぱりこういう行政の機関であるこういう会議の場で、やっぱり県としても議事録に残しながらでもこういう対応がきちんと国に向けてしますよということをお願いしたいです。

議長（9 番：亀谷委員）

はい、よろしく。

県庁水産課（渡邊）

先ほど、平木さんから御意見があった複数年管理であったりだとか、そういった前借りルールにより柔軟なというか、より使いやすいルールになるような形で国に対してしっかり要望させていただきます。

議長（9 番：亀谷委員）

はい。ほかに御意見、御質疑ございませんか。

議長（9 番：亀谷委員）

池田委員。

5 番：池田委員

今のところなんですけど、県への配分についてはそのルールが、国で審議会で決まるからということにしても、やはりこここのところで代理管理と都道府県が管理するところですね、結局、例えば今年の5年の量ということでは、平成29年から令和元年の漁獲実績に基づいたデータベースということです。それでまたこの管理年度が1年ずれば、その1年ずつずれる。その間で、漁獲実績が島根県なければ、島根県の配分量減るわけですよ。来年の許可は、島根の漁業であろうが、まき網であろうが、要は、全国の海で獲るわけですから、おるところへ行って獲るわけですから、別段問題ない。島根県のまき網船団ちゅうのは、島根県海区でしか獲れないわけですよ。ですから、そこらのところが、実際に、今多いときの比率で配分しているからいいと思うんですけど、これが、今度こっちへ寄ってくると、どんどんどんどん少なくなってくるとこの配分になってきちゃう、その比率がどうかちゅうのはまだだと、今、計算してませんから分かりませんが、そういうふうになってくることは起こり得ることです。

それから、そこらのところで、中国は今、一番、全ての魚種において一番なんで、世界でも今5,000万ちょっと獲ってるわけですよ、漁獲高でやっていけばね。かつて日本は最高で1,280万トン。もうすごい量も、例えばスルメ、日本海のスルメにしたって、外国は外国で北朝鮮が、漁業権を買い取らせて、金もらって買い取らせて、そして中国船がだあっと日本海へ入ってきた。それで捕り尽くして、今度は資源がなくなっちゃったと、これでもう終わりですよ。

実際に日本は、日本の漁業をちゅうたら、日本海ではトロール漁業ちゅうのは、これは駄目なわけですよ、漁業法でね。ところが、韓国の漁業法とか中国の漁業法でいいわけですよ、別に。日本がそういうふうには、先ほど平木委員が言われたように、方法を管理しても、一方ではもう縦横無尽にそこへ来てやっ取るということなんですよね。その辺のところが、サンマにしたってそうでしょう、見ても知るべき。その辺のところをきちっとやっぱり、その比率のところの問題だし、現実にこの海区で、今、どういうことが起こってるかちゅうのは、この対馬暖流系群については、物すごく量的に増えてるわけですよ。一方では、その審議をどんどんやっってるんですけども、その係数の持ち方もそうでしょうし、その辺のところがどうなのかな、全国で見たとおりに、総量はこれだけでも、実際個別にはそういうところで、そこらの融通を効かせないと。

それからもう一つは、その増やした分については、これ全然数量に、次のところに反映しないわけですよ、

増やして漁獲した分については、増やして配分受けますか、追加配分を受けますか。その分については当初の配分で、漁獲実績でやっていますよね。

県庁水産課（渡邊）

漁獲実績は、そのままいきます。そのまま追加分も踏まえてやっています。

県庁水産課（渡邊）

それなら、そういうところをやっぱり、そこらのことを実績でやるときに、管理、こうやるとやっぱり、結構いびつな管理になるという気がします。

県庁水産課（渡邊）

池田委員おっしゃったように、3年間の漁獲実績で、それ次の3年間その比率では引き継がれていくという形で、今回、シェアの見直しが、令和2、3、4の実績を踏まえて、また次の令和6管理年度からそういった比率にまたなるんですけども、その古い実績に基づいて比率が計算されるので、2、3年やっぱり、ちょっと漁獲の、実際の動向からタイムラグが大きいというところもあるわけで、それは事実として、それを吸収というか、するために留保枠をちょっと多めに取っというて、足りないところに配分するというようなやり方で担保するのが今の国の考え方というふうになっております。

ただ、それだとやっぱりちょっと、そのやり方だけだとちょっと柔軟性が足りないんじゃないかっていう不満もあって、なのでよりよい漁獲配分の在り方について、いろいろな意見を出し合って、国のほうでまた、ちょっとやり方考え直さないといけないよね、ていうところで今、いろいろ考えておりますので、またちょっと今のやり方が変わるかもしれませんので、また何かより柔軟なやり方になったときには、御報告をさせていただきます。委員がおっしゃったような課題というのが、この今の仕組みにはあるというのは、県のほうも国のほうも今、認識しておりますので、はい。

議長（9番：亀谷委員）

よろしいですか。

県庁水産課（渡邊）

はい。

議長（9番：亀谷委員）

ほかに。

議長（9番：亀谷委員）

どうぞ。

1番：牧野委員

どうも、島根県の水産当局の皆さんには、いろいろTACの毎年毎月っていうか、いつもお世話になっております。ありがとうございます。

我々、まき網ですけど、我々にとっても資源管理があるっちゃうのは、大変重要なことだと思ってますけど。現状は、マサバが島根県沖にやってきて、今いい漁場が形成されていますけど、今もまき網の船団、船主はTACを守るために、トン数漁獲制限したり休業したりしていろいろ努力しているわけです。まあ、それと境港の市場のほうと連絡取り合って、取り過ぎないようにいろいろ努力したりしてますけど。島根県からでも漁獲TACの設定を柔軟に見直しをしてほしいと思っています。さっき平木さんも言いましたけど、県に伝えて、ちょっと言ってほしいとも思ってますけれども。よろしくお願いします。

議長（9番：亀谷委員）

ほかにございませんか。

ないようですが、この質問のあった取組について、各委員のお立場から御意見が出たところでございます。この質疑の内容については意義ないということにしたいと思いますが、よろしいですか。

全議員はい。

（3）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題3は知事管理漁獲可能量の変更について（報告）です。報告案件でございます。事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（渡邊）

～資料3により以下の内容について説明～

- TACの変更種別ごとの概要について
- まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更
- くろまぐろ（小型魚・大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更
- まあじ中型まき網漁業 24,500トン、まあじその他の漁業 現行水準とすること

議長（9番：亀谷委員）

ご質疑、ご意見ございませんか。

議長（9番：亀谷委員）

大西委員さん。

2番：大西委員

マサバの、資料3-1のところで、1,000トンの追加配分があったと言われましたけど、今これ、令和4年漁期の2月までのしかないですけど、直近の量は分からないですか。

県庁水産課（渡邊）

ごめんなさい。これ、変更があった当時のグラフということで、非常に古くなっておりますけれども、3-4もサバの資料がございまして、それを1枚めくっていただいて、40ページ目でございます。

2番：大西委員

3-4か。（「40」と呼ぶ者あり）

県庁水産課（渡邊）

下のページでいうと、40ページになります。資料3-4番の2枚目です。

2番：大西委員 ああ、はい。

県庁水産課（渡邊）

これが5月末時点の実績になっております。2月時点では、あんまり獲れていなかったんですけども、4月、5月と非常に増えていて、今、さらに直近でいうと、消化率が9割近くになってきているところでございます。

なので、まき網の皆さんの1隻当たりの漁獲量をIQ的な管理をしていただいている、非常に御苦労されているところですので、この鹿児島県から500トン融通を受けたというのを御報告させていただきましたけれども、追加で、鹿児島県からさらにもうちょっともらえないかということで協議を進めていて、もうすぐ皆様に数字をお示しできるんじゃないかなというところでございます。

議長（9番：亀谷委員）

よろしいですか。

2番：大西委員

はい。

議長（9番：亀谷委員）

ほかにございませんか。

議長（9番：亀谷委員）

ないようですので、以上の報告を了解するというところでよろしいですか。

全員

はい。

（4）隠岐海区漁場計画の訂正について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題4 報告案件でございます。事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（池田）

～資料4により以下の内容について説明～

- 令和4年度12月に諮問した漁場計画の中の住所の表記に誤りがあった件について説明。漁業権の行使に関わる箇所ではないこと、訂正の公表状況について説明

議長（9番：亀谷委員）

ただいま修正事項について報告があったことでございますが、このことについて委員の皆様から意見がございますでしょうか。

議長（9番：亀谷委員）

ないですね。

全員

はい

（5）漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準の制定について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題5 報告案件でございます。事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（渡邊）

～資料5により以下の内容について説明～

- 基準の目的、基準内容について
- 漁業権一斉切替えに係るスケジュール

議長（9番：亀谷委員）

ただいま説明があった報告の内容についてこれより委員の皆様にご意見をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長（9番：亀谷委員）

何かございませんか。よろしいですか。

議長（9番：亀谷委員）

ないようでございますので、以上の報告を了承することといたします。

（6）日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題5 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について報告案件でございます。事務局より説明をお願いいたします。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

～資料6により以下の内容について説明～

- くろまぐろ遊漁委員会指示報告について
- トラフグ委員会指示報告について

議長（9番：亀谷委員）

ただいま説明があった報告の内容について皆様にご意見をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長（9番：亀谷委員）

ご意見ご質疑ございませんか。

議長（9番：亀谷委員）

一ついいですか。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

はい。

議長（9番：亀谷委員）

この遊漁船、遊漁の場合、一人一日というふうに制限されるわけですが、この規則というか、破られた場合には何か。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

この規則を破った場合ですか。

議長（9番：亀谷委員）

はい、そうです。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

については、公的な規制ですので、取締りの対象となりまして罰則規定があります。1年以下の懲役または50万円以下の罰金という公的な規制がかかってきます。

議長（9番：亀谷委員）

ありがとうございました。

議長（9番：亀谷委員）

ほかに御質問、御意見ございませんか。

議長（9番：亀谷委員）

ないようでございますので、以上の報告を了承することといたします。

（7）島根県連合海区漁業調整委員会欠員補充委員の互選について（協議）

議長（9番：亀谷委員）

島根県連合海区漁業調整委員会欠員補充委員の互選についてでございます。これは協議案件でございますのでよろしくお願いいたします。

島根県連合海区漁業調整委員会欠員補充委員の互選について協議をお願いします。

連合海区の選出については従来どのように選出していたのか事務局より説明をお願いいたします。

事務局長（栗田）

事務局の栗田の方から口頭で説明させていただきたいと思っております。島根県連合海区漁業調整委員会は隠岐海区と島根海区の両委員会の共通の漁業調整事項等を審議する場として設置されております。昨年9月、長府前委員の辞職を受けて、現在この連合海区委員が1名欠員状態であります。これを埋めるため補欠委員を選任する必要がございます。

連合海区の議員定数は10名となっております。うち隠岐海区から5名を選出しております。隠岐海区からの選出方法、慣例についてご説明しますと、隠岐海区の会長、副会長が選出されること、そして原則漁業者委員から選出すること、地域バランスを考慮しまして島後から3名、島前から2名を選出すること、さらに本土との調整を要するような漁業者委員や地区代表者から選出することが望ましい、というものです。

議長（9番：亀谷委員）

はい、事務局から従来の選出の考え方を伺ったところでございますが、この考え方に沿ってこの選出方法でよろしいかどうか伺います。よろしいでしょうか。

全員

はい

議長（9番：亀谷委員）

はい、よろしいということですので、補充委員の候補として事務局案がありましたらお願いします。

事務局長（栗田）

従来の選出方法によりますと、辞職した長府前委員は島前地区であったこと、漁業者代表委員であったことを踏まえまして、その後任委員であります平木委員にお願いしたいと事務局では考えております。

議長（9番：亀谷委員）

ただいま、事務局案が示されました。平木委員を連合海区委員に選出してよろしいでしょうか。みなさんに、えーよろしいでしょうか。

全員

はい

議長（9番：亀谷委員）

はい、よろしいということですので、平木委員を選出することにいたしました。

事務局長（栗田）

ありがとうございます。平木委員、よろしくお願ひいたします。

10番：平木委員

はい。

（8）全国海区漁業調整委員会連合会 会長表彰について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題8 全国海区漁業調整委員会連合会会長表彰についてを議題といたします。報告案件でございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長（栗田）

全国海区漁業調整委員会連合会会長表彰についてご披露させていただきたいと思ひます。本委員会の亀谷潔会長、前田芳樹委員、升谷健委員におかれましては、海区委員として10年以上漁業調整にご尽力してこられた功績が認められまして、この度、全国海区漁業調整委員会連合会会長より表彰されました。

心からお喜び申し上げますとともに、本委員会としてもこの3名のこれまでのご功績、表彰について、拍手をもって称えたいと思ひます。

全員

（拍手）

事務局長（栗田）

ありがとうございます。報告は以上でございます。後ほど、表彰状と記念品を事務局のほうからお受け取りいただきますようよろしくお願ひいたします。

議長（9番：亀谷委員）

この件については、報告ということですので、この本件についてはこれで次の議題に移りたいと思ひます。

（9）その他 平成8年の中型まき網漁業にかかる灯火調整の状況

議長（9番：亀谷委員）

それでは次に議題9でございます。その他になっておりますので、事務局より何かございますでしょうか。

事務局長（栗田）

県庁水産課の方から報告事項がございます。資料7をご準備しております。よろしくお願ひいたします。

県庁水産課（池田）

～資料7により中型まき網漁業漁船灯火設備実態調査結果について説明～

- 現在、中型まき網の集魚灯電力の制限は、漁業許可の制限で 1隻あたり10kW、3隻使う場合には2隻目以降は7.5kWとふうに規定
- 島根海区や沿岸漁業者から、実態の把握や是正指導するよう意見があった
- 平成9年に設定された自主規制の経緯、一方で県規制の改正に至らなかった経緯を説明

- 令和2年の漁業法改正にともない、大臣認可が不要となり実態に即した見直しが可能となったこと
- 令和5年灯火規制のあり方を検討するため、現状の灯火設備の実態把握のため調査実施
- 平成8年と令和5年の調査結果の比較、150～200kwがほとんどであること
- 出雲、石見、隠岐の各地区における自主規制より、過大な設備投資はされていないという見解であること
- 今後の対応は、沿岸漁業者、巻き網漁業者、関係者双方の意見を聞くことと、漁業法、県調整規則の目的に基づいて実態に即した実行性のある制限となるよう見直しを進めることとする

議長（9番：亀谷委員）

ただいま、中型まき網漁業にかかる灯火について説明がありました。今後どのように制限を見直していくかということについて説明があったところでありますが、何かご意見がないでしょうか。

議長（9番：亀谷委員）

前田委員。

4番：前田委員

この表の2です、表の2。出雲と石見と隠岐で、これ今、自主規制の概要ですね、本土に比べて隠岐のほうが高い現実がある。どうなのですか、様子が分からんから聞きますけど。

県庁水産課（池田）

様子といいますと。

4番：前田委員

これ実態ですか。

県庁水産課（池田）

これの表に載せているのは、平成8年当時に各業界の、各地区のほうで定めた自主規制の数字となりまして、地区ごとに規制を設けたということです。

4番：前田委員

平成8年の時点でね。

県庁水産課（池田）

はい。

4番：前田委員

ああ、分かった。

議長（9番：亀谷委員）

自主規制の中で。

4番：前田委員

自主規制、はい。

議長（9番：亀谷委員）

やっていると、今でもですね。

県庁水産課（池田）

各地区のほうで。

4番：前田委員

地区ごとに話し合っ決めてる格好になってるということですか。

県庁水産課（池田）

はい、そうです。

10番：平木委員

補足すると、平成8年に我々自主規制設けてからは、それ以降ずっと新船建造を、10トン型だったものを19トンになったり、いろいろ多少大型化してきておるんだけど、もう何隻たりとも新船建造しても、この自主規制をオーバーした船は、1隻たりともありません。これは平成8年当初のころから、その自主規制のルールだけは業界内でもずっと守ってきたと。今、県のほうからも、調査いろいろ我々も受けまし

て、県のほうにも伝えてはあるんですけども、実態とすれば、沿岸からのいろんな苦情、そういうものもやっぱり聞くわけですけども、我々3マイルという許可制限があると、そこから沖合へ出れば、ある意味この制限の中で、自主規制ではあっても制限の中で商売しながら、あるいは8マイル出てしまうと今度はイカ船、大型19トンのイカ船、あるいは大中型のまき網と競合して商売せないけんこと。そこではやっぱり、以前、大臣許可のほうから、知事許可だけの変更はなかなか難しいという。逆にそれを、大中型をずっと延々とそのまま移行しとるもんで、どんどんどんやっぱり強力な高灯火は、やっぱり進められている、我々よりも。我々は制限の中でプレミアムもらっとるけども、大中型のほうも、大きい光力をもって、そこ我々競合しないといけないわけで。

だから沿岸になるべく迷惑をかけないような操業の方法も、今、会の中ではいろいろ注意しようねっていう話はしてるんですけども。やっぱりそここのところ、県のほうも一方的に沿岸漁業の対応で制限をかけてくる理由よりも、その沖合とも、また我々中型まき網のことを考えてもらえば、沖合との競合も出てくるちゅうことも考慮した中での判断を示してもらえるといい。やっぱり、今回こういう調査かけても、まき網に関してはどの社としても一切隠し事はなしに、丸裸にされとるような回答をしとる。その辺はうそも偽りも全くなく、今までこういうふう調査されれば出す、あるいは平成8年に業界としても自主規制を設けると、そういう今まで検討も重ねてきとる中で、今回の調査を受けたわけです。そのことを考慮しておいてほしいと思います。

議長（9番：亀谷委員）

自主規制の中で、自分たちでルールを守りながら、円滑にやっているという現状だということですよ。

4番：前田委員

執行部にちょっとお伺いしたいんですけども、この令和5年度の調査表は、実態としては150を超えて200までの状態は、25隻までに増加しているという結果が出ておりますよね。今後の対応としては、沿岸漁業者とまき網と双方聞き取りして、折り合いがつく線で規則改正するということでしょうかね。やっぱり無視されるちゅうのはいけません。やっぱり双方の意見を聞いて等々調整することだと思います。資源に関わることでもあるからね、重要なことではないかと思えますね。

3番：吉田委員

わしはイカ獲りやっちょるだいで。この近年あんまりまき網に出会うことないです。トラブルもないですよ、まき網とは。前にあった。

10番：平木委員

だからそこら辺の。

3番：吉田委員

最近はまだトラブルがないから。

10番：平木委員

やっぱり昔と意識が大分変わってきたというか、今のこの規則ありきでいくと、我々は資源管理で、TACで入り口を縛られて、出口ではこういう規則でまた縛られているとなると、本当この地域に対しての、我々はやっぱり雇用とかそういうものにも責任もあるので、漁業力を弱めてしまうというのは、ある意味これが本当に規則で縛られてしまうと弱まってしまう。その弱まった部分をじゃあ、国でも県でもそれに対応してくれるのかという、しかもこの規則というのは、島根県だけが体制づくりするんじゃなくて、島根県で体制ができて、問題は島根県のみならず、あるいは全国的に波及してしまう大きい問題が控えているんで、そのところを考慮してもらえなければなど、この考え方にしても何か一方的に聞こえてくるんで。トラブルがないので、今、吉田さんがおっしゃったように、最近トラブルが少ないと思う、少ないというかイカ釣りの皆さんの隻数が減ったっていうこともあると思う。（「あると思う」と呼ぶ者あり）その分を何で補充するかというやっぱり、水揚げからするとまき網がそれだけ、もうあまり言うとも、またどっから矢が飛んでくるか分からないから、まき網を増やすかっということになるかもしれない。やっぱりこの地域性を考えると、規則ありきで縛ってしまうと地域の漁業が弱まってしまうということにも。それはあまり資源保護って言えないところ、また下手なことすると島根海区のほうからとんでもない矢が飛んでく

る可能性も。そのこのところは、お互い双方、沿岸との協調性を持ちながらやっぱり、一方がその海を使うわけじゃなくて、島根県沖合の海を双方利用するんで。やっぱりそこは協調ということを要請していただきたいというのがお願いです。

議長（9番：亀谷委員）

その件については、そういういろいろなことがあって、それで、調査をして、今回はそして結果が出たと。そういう中で、いろいろな意見を踏まえて今後の対応を円滑に進んでいくように考えていく、いわゆる材料、一定の結果だということを我々お聞きしたということですね。

県庁水産課（池田）

はい。一方的にどちらかの意見を聞いて、一方的にやるということは全く考えておりませんので、双方の意見をしっかり聞いて、場合によっては、直接まき網さんと沿岸漁業者さんと話をする場を設けてもいいと思っておりますので、しっかりと話をし、時間がかかるかもしれないですけども、時間をかけて丁寧にやっていって、極力双方に不満が残らない形で進めていきたいと思っておりますので、また引き続き御協力のほうよろしくお願ひします。以上です。

議長（9番：亀谷委員）

以上でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

（9）その他

議長（9番：亀谷委員）

次の開催予定についてはどうなっていますか。

事務局長（栗田）

次の隠岐海区は8月に島後開催を予定しております。議題は、漁業権の免許申請について（諮問）、定置漁業の保護区域設定の委員会指示について等々を予定しております。

2番：大西委員

ちょっと。

議長（9番：亀谷委員）

はい。

2番：大西委員

時間のほう押してますけど、ちょっと2点ほどいいですか。

議長（9番：亀谷委員）

はい、どうぞ。

2番：大西委員

1つは、去年JFしまね西郷支所の運営委員会から申し出た、漁業権設定アラメ、ニイナ、あとトコブシ、これに関して、というのが、アラメはちょっと、最近売れてきているんで、磯焼けとかいろんな温暖化とか騒がれていて、こちらからちょっと、みんな何か裸にしてしまう人がいるんですよ、漁業権がない方、捕ってもいいから。そうされると、今度また生態系にも影響があると思うんですよ、サザエとかアワビとかほかの貝類に。何人かにお願いに行ったんですけど、もうわしは高齢だけん、俺が生きてる間は捕る、漁業権もないのに。それ言われるともう終わりなんですよ、こっちは。それ以上運営委員会としてお話もできないし、できれば早めに設定してもらいたいというところです。

あともう一つ、この前、連合会するときにも言っていた、池田委員が言った漁業法の本も、買いに行ったけどなかったけど、用意されてないですか。

事務局長（栗田）

また後ほど御案内しようかなと思っていたんですけども、今、県のほうで必要な方にはお渡しするというような予定にしております、また漁業法詳解について必要だという方がいらっしゃいましたら、御案内したいと思います。また事務局のほうから連絡はさせていただきたいと思ひます。

2番：大西委員

ぜひ早めをお願いします。

隠岐支庁農林水産局（栗田）

はい、分かりました。

2番：大西委員

こういうとき、資料を見るときに要る、ちょっと調べたい分もあるんですよ。買いに行ったけど、ないんですよ、書店にはないんで。

事務局長（栗田）

一般的な本ではないので、本屋さんにはありません。

議長（9番：亀谷委員）

ほかにございませんか。

議長（9番：亀谷委員）

それではないようですので、これにて議事を終了いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会宣言

県職員として委員会に出席した者の職氏名

島根県農林水産部水産課	課長補佐	池田 博之
	主幹	渡邊 朋英
島根県農林水産部沿岸漁業振興課	課長補佐	堀 玲子
隠岐支庁農林水産局	水産部長	仲村 克広
	主任	佐藤 勇介
隠岐海区漁業調整委員会事務局	事務局長	栗田 守人
	主任書記	渡邊 友美

以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（9番：亀谷委員）

議事録署名者

8番

議事録署名者

10番